

## 中学校生活のきまり

### <旭が丘中生として目指す姿>

- ・素直で品格のある生徒【礼儀】  
(さわやかなあいさつができ、自分を支えてくれる人々に感謝し、その気持ちを行動に表す姿)
- ・考え行動する生徒【勉学】  
(毎日の授業や行事、部活動に主体的に粘り強く取り組み、自己に備わった知識や経験を基に、課題解決に向けて自ら判断し行動する姿)
- ・自他に優しく協働力のある生徒【勤労】  
(日々の清掃や身の回りの環境改善に尽力したり、校内外のボランティア活動に積極的に取り組んだりするなど、仲間と協働して場を清める姿)

### 1 生活について

#### (1) 登 校

- ・制服で登校する。
- ・8時00分解錠に合わせて昇降口を通過するように心掛ける。
- ・学年で指定された場所または教室で着替えを行い、提出物を出し、リュック類をロッカーに入れて着席する。

#### (2) 欠席、遅刻、早退について

- ・欠席、遅刻の時は、8時00分までに保護者が連絡アプリにて学校に連絡する。
- ・8時15分までに荷物をロッカーに入れ、着替えを完了し、その状態で着席できていない場合を遅刻とする。
- ・朝の会までに教室で登校を確認してもらえなかった場合は、必ず職員室にいる先生に登校を報告する。通院等で1時間目開始時刻以降に登校した場合は、職員室と保健室の両方に報告する。
- ・生徒のみで早退した場合は、安全確認のため帰宅後すぐに学校に連絡する。

#### (3) 持ち物

- ・学用品は、学校指定のリュックサックに入れ登下校する。
- ・荷物が入りきらない時は、華美でないバッグを使用する。
- ・学校生活（学習）に必要なものは持ってこない。
- ・くしは、安全に使用し、マナー面から授業中の使用は禁止する。
- ・タオルは、スポーツタオルを使用してもよいが、マナーに配慮して首や腰には掛けない。

<下記項目に該当する場合は学校で預かり、返却する場合は保護者を通します。>

携帯電話、漫画・雑誌類、トランプ、CD、菓子類、化粧品、整髪料、芳香スプレー、色や香り付きのリップクリーム、アクセサリ類、カメラ等、学校生活に必要な物。

#### (4) 校内生活

- ・公共の物を大切に扱う。もし、校舎、校具を破損した場合は直ちに申し出て、破損届けを提出する。その後、修理・弁償の指示を受ける。また、破損を見つけた場合は速やかに先生に申し出る。
- ・南側のベランダには、特に指示のあった時以外は出ない。
- ・特別教室や体育館等の鍵は必ず職員室にいる先生に断ってから借り、使用後はすぐに返す。
- ・他の学級へは先生に用事があるとき以外は入らない（空き教室にも入らない）。
- ・会礼や生徒集会、給食等、全体で体育館やランチルームに集合する時は無言入退場をする。
- ・集会や特別教室での授業等で教室を空ける際は、荷物の整頓をしておく。
- ・机の横にはタブレットと教科係ファイルのみかける。

#### (5) 下 校

- ・部活動のない日（部活動へ未加入の生徒も同様）は、制服に着替えてから下校する。
- ・部活動の終了、下校時刻は、下記の表の通りとする。  
ただし、部活動ガイドラインに従って、延長部活、特別部活を実施することがある。

月	部活終了	完全下校	月	部活終了	完全下校	月	部活終了	完全下校
4	17:15	17:30	10 前半	16:45	17:00	1	16:15	16:30
5～7	17:15	17:30	10 後半	16:30	16:45	2	16:45	17:00
9 前半	17:15	17:30	11	16:15	16:30	3	17:00	17:15
9 後半	16:45	17:00	12	16:15	16:30	長期休業	16:15	16:30

## 2 服装、頭髪について

○大人への第一歩として、学校という場にふさわしい服装（身だしなみ）を身に付ける。守れない生徒は、場合により家に帰り、正しく直してから登校する。

### (1) 制 服

#### [冬] 学生服について

黒の標準型学生服、カラー付き（カラー一体型も可）、ストレートの標準型ズボン。  
ボタンはすべて留める。下にはワイシャツを着用する。校内服との重ね着はしない。  
ズボンには必ずベルト（黒で飾りのないもの）を着用する。

#### セーラー服について

紺のセーラー服、紺のスカート、紺のネクタイ。スカートはひざが見えない長さ。  
袖のボタンはしっかり留める。ネクタイは伸ばした状態の長さで使用する。  
※下着を必ず着用する。ただし、マナー面に配慮し、無地の透けにくい色を選択する。  
制服の下に体操服を着用しない。  
※スクールセーターは、首やそでから出ないようにする。

#### [夏] 学生服について

上着は白のワイシャツまたは開襟シャツ。他は冬と同じ。  
セーラー服について  
上着は白のセーラー服。他は冬と同じ。  
※下着は、無地で透けにくい色を選択する。

- (3) 靴 下 白を基本とする。くるぶしソックスは禁止。くるぶしが全部隠れる長さとする。ワンポイントは可とし、華美でなく、大きすぎないものとする。  
※部活動では、競技に合わせたソックスに履き替えてもよい。
- (4) 靴 通学用は白とし、運動のできるもの。上靴は学年色の指定のもの。  
・通学用の靴、上靴共に、かかとを踏んだ状態で着用しない。  
・自分の靴には、記名すること。
- (5) 防寒具 ・手袋、マフラー、ネックウォーマー（顔を覆い隠さない）、コート等の着脱は昇降口で行い校内では着用しない。色は黒、紺、グレーなど、華美でないものとする。  
・スクールセーターは、制服や校内服の下に着る。トレーナー、スウェット類は禁止。色は黒、紺、グレーなど華美でないものとする。  
・女子は、制服に限り黒色のタイツの着用を認める（レギンスやトレンカなどは不可）。  
・冬季、携帯カイロの使用を許可するが、目的にあった使用方法を守ること。カイロは袋とともに、家に持ち帰って処分する。
- (6) 頭髪等 いつでも高校入試に行くことができる中学生らしい髪型とする。  
・えり足が肩にかかる場合はしぼる。  
（肩にかかるようになったら、華美でない色のゴムで髪を縛る。）  
・前髪や横髪は、目にかからないように整える。  
・運動時やプールの後は、おだんごにしてもよい。  
・眉間以外の眉剃りはしない。

# 自転車通学について

命に関わる内容なので交通ルールはしっかり守るようにしましょう。

## 1 自転車通学

- ・自転車通学者は毎年許可願いを提出する。
- ・必ず「自転車保険」に加入する。
- ・法令遵守や安全運転を心がけ、ヘルメットをしっかりと着用する。
- ・雨天時はレインコート、カッパを使用する（カッパの下は校内服や体操服可、傘の使用は禁止）。  
※徒歩通学者の場合も雨天時は体操服可。
- ・荷物は背負う。荷台に荷物を載せる場合は必ずくくりつける。（前のかごに鞆を入れない。）
- ・駐輪したら必ずカギをかける（2ロックを推奨）。
- ・鑑札のない自転車は学校にて預かる（返却は保護者へ）。

## 2 通学用自転車（部活動で使用するものも同じ）

- ・通学用自転車として販売されている安全で体にあつたものを使用する。
- ・折りたたみ自転車は不可。色は華美でない色とする。
- ・反射板、ライト、ベル、荷台、自転車登録ナンバーシールをつける。
- ・毎年、自転車の安全点検をする。

## 3 自転車乗車についての約束

○安全な運転ができない生徒については自転車通学を停止する。

＜安全な運転のために、対象となる違反＞

「校内や登校坂での走行」、「ヘルメットの着用不備（ひもをしっかりと締めていない等）」、  
「一旦停止無視」、「並列走行」、「右側通行」、「整備不良」、「二人乗り」、「無灯火」、  
「信号無視」、「道路の斜め横断」、「自転車違反切符の未提出」等

- ・ハンドル改造や不適切な荷台は禁止する。危険な運転同様、学校で自転車を預かる場合もある。
- ・自転車違反切符を受け取った場合は、必ず学級担任に報告、提出する。
- ・罰則規定の目安（交通安全指導員の方や本校職員から「自転車違反切符」を受け取った場合等）
  - 1回目…厳重注意・保護者連絡
  - 2回目…自転車通学停止又は奉仕作業（3日間）、保護者連絡
  - 3回目…自転車通学停止又は奉仕作業（7日間）、保護者連絡
  - 4回目…自転車通学取り消し、保護者面談

## 清掃について

《自分たちの使う場所を全員で手分けして美しくしよう！》

- 1 準備 ・雑巾1枚と洗濯バサミを用意し、いすの下の針金に各自で留めておく。  
・服装は校内服で行う。
- 2 活動 時間いっぱい、黙って意欲的に取り組む。
  - (1) 分担場所ごとにリーダーを決め、リーダー中心に開始、終了のあいさつをする。
  - (2) 自分の分担場所はすみずみまできれいにする。時間内は持ち場を離れないこと。
  - (3) 用具は大切に扱い、用具入れは常に整頓し、分担場所の消灯、戸締まりを確実にを行う。
  - (4) ごみ処理は、状況に合わせて清掃活動中にB雑庫に持って行く。
  - (5) トイレは、専用の洗剤を使用する。



## 給食活動について

- 1 給食活動 ランチルーム 12:25～13:00  
(B日課 12:05～12:40)

＜ランチルーム＞

	給食委員	給食当番	一般生徒
準備 15分	テーブル水ぶき 配膳・服装指導 着席	手洗い・身支度(白衣・帽子・マスク) 配膳: 食器配布→盛り付け→食缶等の返却 着席(12:40配膳完了) ★協力して配膳しよう!	教室待機(12:33まで) 手洗い、廊下へ整列 あいさつまで静かに待つ 入室時にアルコール消毒を必ずすること
食事 20分	マナーを守り、楽しく食べる。 食器、ジャムの袋、果物の皮等を回収する。 13:00になったら、みんなであいさつをする。給食当番は片付けを開始する。		
片付け	清掃指導・点検	食器は返却、牛乳パックは洗う、ゴミ捨て テーブルの水ぶきをする いすを上げる→床を掃く (清掃のある日以外はいすを下ろす) ★協力して掃除しよう!	退場

- 2 持ち物  
給食袋、ふきん、箸(持参し持ち帰る)、スプーン、マスク

- 3 注意事項
  - ・給食当番のとき、帽子をかぶる意味を考え、髪をしっかり帽子に入れる。
  - ・白衣は洗濯をして次の当番に渡す。

- 4 その他
  - ・白衣、帽子は、各学級8個配布する。
  - ・紛失した場合は弁償する。
  - ・予備が必要な場合は、事務室へ申し出る。



## 保健室の利用について

保健室は学校で発生した傷病者の応急処置をします。また、体の成長や悩みなどの健康相談も行います。どの生徒も気軽に来室できるように、生徒同士でマナーを守りましょう。

- (1) 保健室は具合の悪い生徒が利用する場所なので、大声を出したり、騒いだりして他の人の迷惑にならないようにする。
- (2) 緊急時以外は、できるだけ休憩時間に利用する。  
\* 授業中は教科担任、休み時間は次時の教科担任に連絡し、「保健室利用カード」に記入し、提出すること。部活中は顧問の先生に連絡をして来室する。

保健室利用カード	
月 日 ( ) 時 分	年 組 名前
どうしましたか? 頭痛 ・ 腹痛 ・ 気持ちが悪い ・ だるい ・ 熱っぽい けが ( ) その他 ( )	
教師サイン <input type="text"/>	※学級の生徒にも連絡してきましょう

- (3) 内服薬は与えないので、自分の体に合った常備薬を持参する。
- (4) 保健室は応急処置のみで、その後の治療は家庭で行う。
- (5) 保健室は学校で発生した傷病のみ対応する。家庭でのけがは対応しない。
- (6) ベッドでの休養は、先生の指示に従う。1時間を限度とする。
- (7) 保健室に先生がいない場合は、職員室に行く。
- (8) 保健室では、体操服やジャージを忘れた場合、貸し出しはしない。
- (9) その他
  - ① 疾病の予防と治療に努める。
  - ② 食後は歯みがきを徹底する。



# 学 習 に つ い て

人は何のために勉強するのでしょうか。それは、自分の大切な将来のためです。自分がこれからの社会をしっかりと生きていくため、そして、より良い世の中を築いていくために中学校での勉強があるのです。中学校3年間では、自ら学ぶ意欲を持って努力し、基礎基本を定着させ、確かな学力を身につけていきましょう。中学生は「授業で勝負」です。毎時間が真剣勝負の場です。そのためにも、予習・復習などの家庭学習も充実させていきましょう。

## ○ 学習訓

・ 2分前授業準備 ・ 話し手の方を向いて聞く ・ 進んで活動、積極的な話し合い

### 1 学習における約束

#### (1) 2分前授業準備について

- ・ 始業時刻2分前には、授業の準備を済ませて自分の席に着く。  
(時間を無駄にせず、授業開始と同時に学習に入れるようにするため。)
- ・ 授業中にロッカーへ荷物を取りに行かない。

#### (2) 筆記用具について

- ・ 筆入れは、学習に適したものを使用する。  
(シール、落書き等は禁止する。余分なものはつけない。受検時にふさわしいものとする。)
- ・ シャープペンシルの使用は可。見やすい字にするため、芯の濃さはHB以上のものとする。



#### (3) 学習用具の持ち帰りについて

学習用具は、必要に応じて家に持ち帰り、家庭学習に役立てる。ただし、下記の学習用具は学校に置いていってもよい。整理整頓を常に行うこと。

国 語	教科書、ノート、国語のワーク、便覧、漢字学習、ファイル
社 会	教科書、ノート、資料集、地図帳、ファイル、社会のワーク
数 学	教科書、作図セット (コンパス、分度器、三角定規 [×直線定規])、ファイル
理 科	教科書、資料集、ファイル、理科のワーク
音 楽	教科書、器楽の教科書、アルトリコーダー、ファイル、合唱譜
美 術	教科書、資料集、レタリングの本、スケッチブック、デザイン用具
保 健 体 育	体育実技の本、保健教科書、保健ノート、体育館シューズ
技術・家庭	教科書、ノート、ファイル、その他 (製作や実習に必要なもの)
英 語	教科書、ノート、ファイル、ワークブック

### 2 朝読書について

- ・ 8：15には着席して読書を開始する。
- ・ 本の種類は、文学作品(小説・詩集・古典など)や、ノンフィクション(伝記・自伝・随筆など)とし、教科書、漫画、雑誌、ゲーム攻略本などは禁止とする。

※各学年、月に1回程度、読み聞かせボランティアの方による読み聞かせの日を設ける。

# タブレット PC 活用のルール

森町立旭が丘中学校

## 1 タブレットを使う目的

- 学校のタブレットは学習活動のために使うことが目的です。学習内容をよく理解し、より豊かな学びに役立ててください。ゲームや学習に関係のない動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってはいけません。



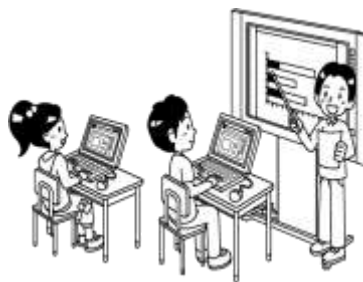
## 2 学校で使用する時のルール

- ①タブレットは丁寧に扱きましょう。(投げない、落とさない、ぶつけない、強く押さない) 使い方が悪く破損、故障した場合、また、紛失した場合は、学校で協議の上、補償を求める場合があります。
- ②原則として、学習以外では使用しません。授業中も先生の指示に従い、指示があるまでは画面を閉じておきましょう。休み時間や放課後に使うときも、先生が認めたこと以外には使ってはいけません。
- ③朝の会が始まる前に保管庫から取り出して、自分のケースに入れて机に掛けましょう。また、夕の会が始まる前に保管庫に戻しておきましょう。
- ④タブレットで作成した資料やインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。
- ⑤タブレットで作成したデータ(写真や動画も含む)は、指定のクラウドサーバ(Googleドライブ内のマイドライブ)に保存し、本体にデータをためないようにしましょう。
- ⑥タブレットを使わないときは、ケースに入れて机にかけておきましょう。保管庫に戻す際は、必ず指定された棚・場所に戻し、指定されたケーブルにつないで充電をしておきましょう。
- ⑦水にぬらしたり、湿気の多いところで使ったりしないようにしましょう。また、日光が直接当たるところや、高温になる場所に置かないようにしましょう。
- ⑧持ったまま走ったり、画面を操作しながら歩いたりしてはいけません。床に置くことも禁止します。
- ⑨タブレットの操作は画面を指で触れる、またはキーボードを使うようにしましょう。鉛筆やシャープペンなどで触れて傷をつけたり、落書きをしたり、磁石を近づけたりしないようにしましょう。
- ⑩画面を閉じる際には、物をはさまないようにしましょう。



### 3 個人情報の取り扱いについて

- ①自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。ID やパスワードは絶対に他人に教えてはいけません。
- ②他人のタブレットを無断で操作してはいけません。
- ③保存してある他人のデータを操作してはいけません。
- ④許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしたりすることは禁止します。
- ⑤自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真など）は、インターネット上には絶対に書き込んではいけません。
- ⑥相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込んではいけません。
- ⑦インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトや個人情報を巧みに得ようとする悪徳なサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に知らせましょう。
- ⑧カメラは先生が許可したとき以外は使ってはいけません。
- ⑨カメラで誰かを撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいましょう。



### 4 そのほか注意事項

- ①タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動しても元に戻らないときや、破損、故障、紛失のときには、すぐに先生に連絡しましょう。
- ②先生や修理する人が使いにくくなるので、タブレットのデスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えてはいけません。
- ③タブレットには、新しくアプリケーションを入れてはいけません。また、今入っているアプリケーションを勝手に削除しないようにしましょう。
- ④タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づき過ぎないように気をつけましょう。また、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませましょう。
- ⑤タブレット PC 活用のルールが守れないときは、タブレットの使用を禁止します。



## 部活動について

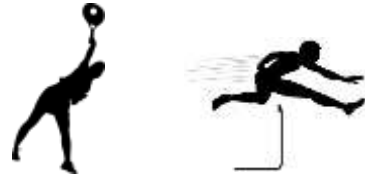
### 1 部活動の目的・意味

- (1) 部活動を通して、自分の生活をより豊かにする。
- (2) 自主的な活動を行い、「好きだから頑張れる」という活動にする。
- (3) 部活動と学習の両立を常に図る。



### 2 部活動の加入について

- (1) 加入・非加入の選択は、本人の意思により自由とする。加入する場合は、3年間続けられることを基本とし、「部活動加入意思確認書」を校長に提出する。ただし、やむを得ない理由が発生した場合は、部活動の変更を許可する。
- (2) 新入生については、入学後に部活見学、及び、仮入部の期間を設けるので、それを利用し本人の意思で入部する部活動を決定する。



### 3 設置部活動について

#### 【運動部】

部活動名	活動場所	部活動名	活動場所
陸上競技（男子、女子）	運動場	バスケットボール（男子）	体育館
野球（男子、女子）	運動場	バレーボール（女子）	体育館
ソフトテニス（男子）	テニスコート	ソフトテニス（女子）	テニスコート

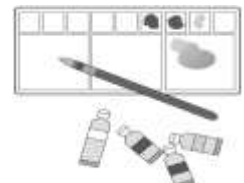


#### 【文化部】

部活動名	活動場所	部活動名	活動場所
吹奏楽（男子、女子）	音楽室	総合文化（男子、女子）	美術室

### 4 休日の部活動について

- (1) 休日の活動については、各部ごと顧問の指示に従う。
- (2) 行き帰りは、寄り道をしない。



#### ※地域クラブへの移行について

森町では、「森町地域クラブ活動推進協議会」を立ち上げ、持続可能なスポーツ・文化活動機会の創設を目的に、部活動を地域移行していきます。それに則り、本校でも合同部活や休日の合同部活の地域移行を推進していきます。

# 旭が丘中学校生徒会会則

- 第1条 名 称  
本会は旭が丘中学校生徒会という。
- 第2条 目 的  
本会は私たちの自主的精神をもとに豊かで幸福な学校生活をつくることを目的とする。
- 第3条 会 員  
本会の会員は旭が丘中学校に在学する生徒とする。
- 第4条 組 織  
本会に次の機関を置く。
- 1 生 徒 総 会
  - 2 中 央 委 員 会
  - 3 専 門 委 員 会
  - 4 特 別 委 員 会
  - 5 通 学 区 会
  - 6 部 長 会
  - 7 学年運営委員会
- 第5条 役 員
- 1 本会の会員は会長1名、副会長2名、総務4名とする。
  - 2 会長、副会長は本会の選挙規定の定めるところにより会員の選挙によって選出する。総務は会長の委嘱による。
  - 3 役員の任期は生徒総会より1年間とする。
- 第6条 役員の仕事
- 1 会長は本会を代表し、生徒総会、中央委員会を招集する。
  - 2 副会長は会長を助け、会長不在のときは会長を代行する。
  - 3 総務は会議の記録をとり、諸帳簿を管理し、会議の運営に協力する。
  - 4 会計事務にあたる。ただし、金銭の出納は顧問教師の先生に委託する。
- 第7条 会 議
- 1 生徒総会は生徒会の最高決議機関で、生徒会全員で構成する。
    - (1) 総会は定例会と臨時会とし、定例会は年1回行う。
    - (2) 総会の機能は次のとおりである。
      - イ 事業計画ならびに報告
      - ロ 予算、決算の報告
      - ハ 役員承認
      - ニ 会則の改正承認
      - ホ 中央委員会で処理した事項承認
  - 2 中央委員会は総会につぐ決議機関で本部役員、学級委員、専門委員長、必要により、部活動部長、特別委員会代表も出席することができる。
    - (1) 開催は原則として月1回とし、必要により開くことができる。
    - (2) 機能は次のとおりである。
      - イ 各学級および各委員会より提案された事項の処理
      - ロ 会則改正、事業計画など審議
      - ハ 細則、規定の改正承認
      - ニ 緊急事項の処理
  - 3 専門委員会は本会の目的を達成するための執行機関で、各学級代表で構成し、委員長1名を会長が委嘱する。
    - (1) 開催は月1回とし、必要により開くことができる。
    - (2) 委員会の構成と任務は細則で決める。
  - 4 各学級は学級委員を中心に学級の自治活動を行い、学級間相互に連絡会をもつことができる。
  - 5 各学級は学級委員と専門委員、必要により特別委員を選出し、生徒会活動の基盤となる。なお、学級委員は中央委員となる。

- 6 部長会は、各部活動の部長で構成する。
- 7 本会に特別委員会を設けることができる。
- 8 会議の決議、承認はすべて過半数の賛成で成立する。

#### 第8条 会計

- 1 本会の経費は会費と寄付金、事業収益金などによる。
- 2 会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

#### 第9条 付則

- 1 本会で決定したことはすべて職員会議に報告し、学校長の承認をえなければならない。
- 2 この会則は昭和60年4月1日から実施する。 令和5年4月1日一部改正

## 生徒会役員選挙規定

### 第1章 選挙権および被選挙権

- 第1条 生徒会員は役員選挙権および被選挙権を有する。但し、3年生は被選挙権を有しない。
- 第2条 選挙管理委員会は被選挙権を有しない。

### 第2章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙の管理は生徒会顧問の推薦に基づいて、中央委員会が任命した選挙管理委員会によって行われる。
- 第4条 選挙管理委員会の互選により委員長1名を選出する。
- 第5条 選挙管理委員長は委員会を代表し、選挙事務一切の責任をもち、遂行する。

### 第3章 選挙人名簿

- 第6条 選挙管理委員会は、選挙期日の10日前までに選挙人名簿を作成しなければならない。
- 第7条 選挙人名簿の選挙人の氏名・学年・所属する学級名を記載しなければならない。

### 第4章 投票及び投票所

- 第8条 選挙は無記名投票により行う。
- 第9条 投票所は選挙管理委員会が設ける。
- 第10条 選挙管理委員会は用紙を準備し、選挙当日投票所で選挙人に交付する。
- 第11条 投票は次に掲げる順序で行う。
- 1 選挙人は投票所で自己の氏名を選挙人名簿と照合する。
  - 2 投票の用紙を受ける。
  - 3 投票の用紙記入台で投票用紙に指定された書式で候補者名を示す。
  - 4 投票の用紙をみずから投票箱に投入する。
- 第12条 投票箱は定められた投票時間内に開けてはならない。
- 第13条 選挙管理委員会は選挙終了後、選挙人名簿と各学級より申し出のあった欠席者名と照合しなければならない。

### 第5章 開票

- 第14条 開票所は選挙管理委員会が指定する。
- 第15条 開票は選挙管理委員会及び顧問によって行われる。
- 第16条 次の投票は無効とする。
- 1 正規の投票用紙を用いないもの。
  - 2 指定された書式によらないもの。

- 第17条 記入済みの投票用紙は1か月間、中央委員会において保管しなければならない。

### 第6章 役員候補者及び当選者

- 第18条 会長候補者は2年生全体の中から推薦し、それを受諾した者と立候補を届け出た者とする。
- 第19条 副会長は、会長選挙において得票数が会長の次に多い2名とする。

- 第 20 条 得票数の多い順に会長、副会長 2 名を選出する。  
 第 21 条 得票数が同数の場合は再選挙により当選人を決定する。  
 第 22 条 当選人が決定したときは、選挙管理委員会はただちに学校長の承認を得て公示しなければならない。当選人が当選公示を受けたときは、その日から 2 日以内に選挙管理委員会にその当選を受諾するか否かを申し出なければならない。

### 第 7 章 選挙運動

- 第 23 条 選挙運動は立候補届けの締切日の次の日から選挙日前日までの期間に行うことができる。  
 第 24 条 選挙管理委員は立候補者の一覧表を、校内の全選挙人の見やすい場所に掲示しなければならない。  
 第 25 条 候補者は選挙管理委員会の指定した場所にポスターを貼ることができる。但し、管理委員会が認めたものでなければならない。  
 第 26 条 選挙演説は選挙管理委員会が指定する場所と期間内で行う。  
 第 27 条 選挙管理委員会は立会演説会を開催しなければならない。  
 第 28 条 選挙の費用いっさいは生徒会で負担する。  
 第 29 条 選挙運動は候補者及び候補者より依頼された運動員のみ行うことができる。  
 第 30 条 23 条より 29 条までに規定する選挙運動以外はいっさい行ってはならない。しかし、感染症予防等で選挙運動に大きな制限がかかる場合には、選挙管理委員会の指定する方法で行う。

### 第 8 章 罰 則

- 第 31 条 候補者または選挙運動員が第 7 章に規定された以外の運動を行ったときは、その候補者の氏名は候補者名簿から取り消されるか、あるいは、その候補者の当選は無効となる。

### 第 9 章 補 欠 選 挙

- 第 32 条 生徒会長に欠員が生じた場合には補欠選挙を行う。但し、任期満了前 2 か月以降の欠員については生徒会顧問の推薦に基づいて中央委員会で決定する。  
 第 33 条 補欠選挙により当選した役員の任期は前任者の残任期間とする。

付 則 この規定は交付の日から施行し、次回の選挙から適用する。

## 生徒会専門委員会細則

- 第 1 条 (根拠) 本細則は、旭が丘中学校生徒会会則第 7 条第 3 項の(2)により定める。  
 第 2 条 (名称・構成・主な活動内容) この委員会の名称・学級構成及び主な活動内容は別表(1)のとおりである。

別 表 (1)

名 称	学級構成			主な活動内容
	男	女	計	
学 習	1	1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習環境の整備、及び学習態度の指導、学習所持品などの点検を行う。</li> <li>・図書館の運営、管理の仕事を行う。</li> </ul>
生 活	1	1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒心得の徹底など校内生活の維持改善の仕事を行う。</li> <li>・毎日戸締りチェックを行う。</li> <li>・自転車点検、通学途上の交通安全の仕事を行う。</li> </ul>
広 報	学年で選出			<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示、新聞など幅広い情報活動を行う。</li> <li>・毎日の放送を行う。</li> </ul>
環 境	1	1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における美化活動の推進力となる。</li> <li>・清掃用具の管理を行う。</li> <li>・草花の栽培、教室の花の管理などを行う。</li> <li>・校内外のボランティア活動の推進力となる。</li> </ul>

保 健	1	1	2	・健康観察や衛生検査など保健活動にあたり、健康意識の向上に努める。
給 食	1	1	2	・給食についての各種指導を行う。

第3条（活動） それぞれの委員会は第2条別表(1)の任務に基づき、年度のはじめにその年度における具体的な活動計画をたてる。

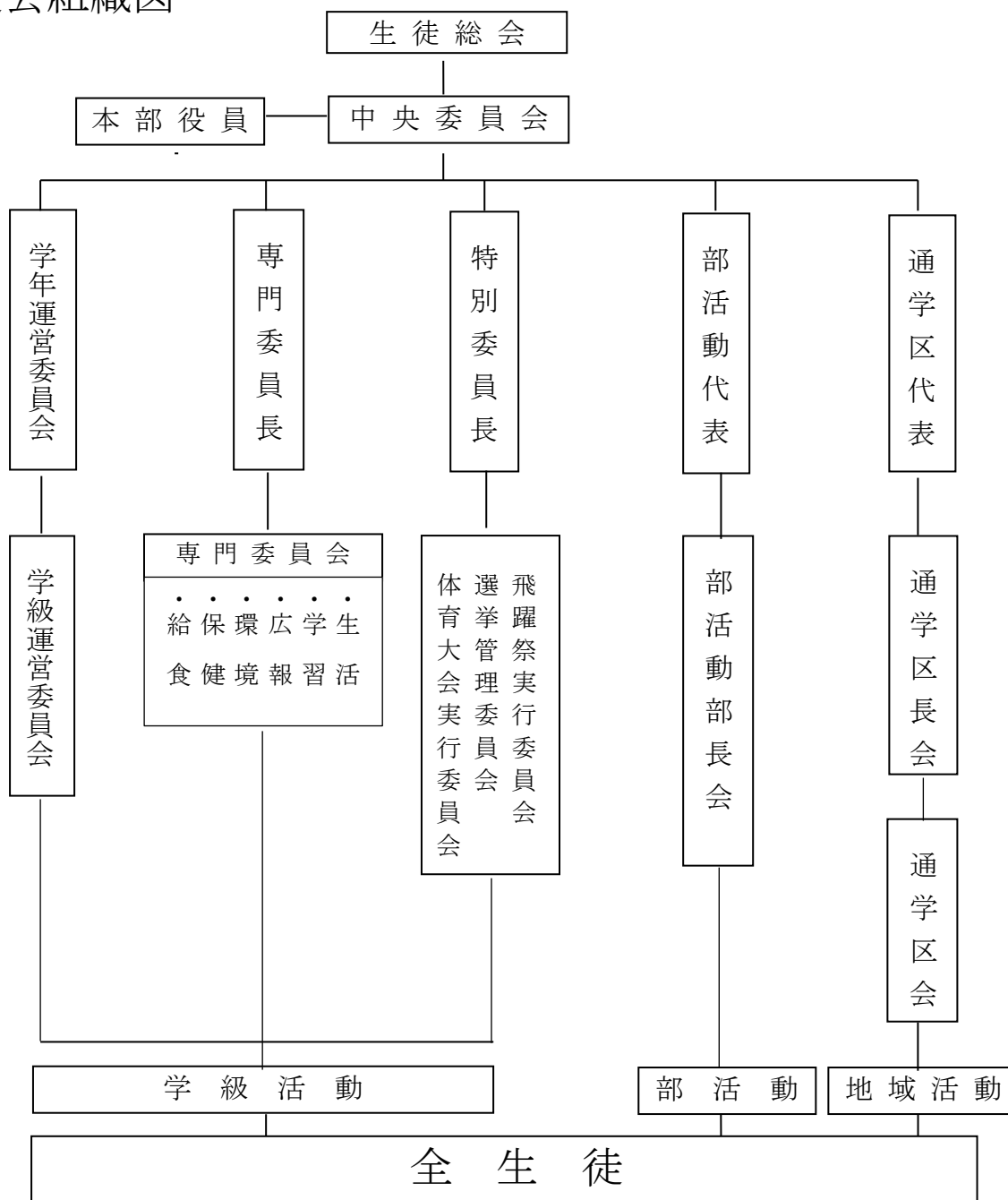
第4条（委員の任期） それぞれの委員会の任期は次を原則とする。

前期 4月～10月

後期 11月～3月

平成14年度、平成19年度、平成30年度、令和4年度 一部改正

## 生徒会組織図



# <旭が丘中学校の一日>

## ○週の流れ

	月	火	水	木	金
朝	・朝読書	・朝読書	・朝読書 ・旭中基礎力UP	・朝読書 ・読み聞かせ	・旭中基礎力 up
放課後	・学級活動 (リーダー会・教室整備) ・生徒会活動 専門委員会	・部活動 ・生徒会活動 中央委員会	・集会活動 ①会礼 ②学年集会 ③生徒集会 ④ステージ集会 ・部活動なし	・部活動 ・部活動優先日	・部活動 ・部活動優先日

## ○一日の流れ（時刻はA日課）

時刻	活動	キーワード	活動のポイント
8:00 8:15 8:20	昇降口解錠 支度・着席完了 朝読書 (基礎力 up) 朝の会	気持ちの良いあいさつ 落ち着いた朝のスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆとりをもって登校する。</li> <li>交通ルールとマナーを守る。</li> <li>いつでも入試に向かえるような服装をする。</li> <li><b>明るく元気の良いあいさつをする。</b></li> <li>提出物をきちんと出す。</li> <li>スムーズに朝の支度をする。 ※ロッカーや机の中を常に美しく。</li> <li>読書の習慣をつける(中学生らしい本の選択)。 ※8:15以降は、席を立たない。 ※読み聞かせは、8:15～8:25に実施。</li> <li>大事な連絡を聞き逃さないようにする。</li> </ul>
8:35 ～	授業	「学習訓」を意識・実践 ○2分前に授業準備 ○話し手の方を向いて聞く ○進んで活動、積極的な話し合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業前の黙想で切替</li> <li>授業中はロッカーにものを取りに行かない。</li> <li>先生や友達の話をしつかりと聞く。</li> <li>積極的な発表、探究、話し合い。</li> <li>学習内容を自分の言葉で振り返る。</li> </ul>  〈教科係〉 〈学習委員会〉
12:25 13:00	給食 昼休み	健康管理(食事と運動) 残食ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな配膳(当番)活動と静かな入室。</li> <li>好き嫌いをせず、マナーよく食べる。</li> <li>積極的に係活動やボランティアに取り組む。</li> <li>教室では、落ち着いて過ごす。</li> <li>外に出て体を動かし、リフレッシュする。</li> </ul>
15:20	清掃 (月・木)	きれいな学校づくり ～自らの心を磨く～	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>月・木10分間の黙働清掃・見付け清掃。</b> ⇒清掃のない日にも進んでボランティア清掃</li> <li>旭中の3本柱にふさわしい取り組み。</li> <li>生徒の力で盤周一きれいな学校に。</li> </ul>
15:35 (15:20)	夕の会	忘れ物ゼロ(予定の確認) 歌声が響く学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定の確認を確実に。</li> <li>大きな声で発表する。 (当番、教科係、意見発表等)</li> <li>学校自慢にふさわしい歌声に。</li> </ul>  〈飛躍祭実行委員〉
15:45 (15:20) 放課後	部活動 (火・木・金) ※火は生徒会優先日	礼儀とマナーの習得 鍛える場・挑戦する場	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>大きな声であいさつをする。</b></li> <li>時間を守り、きびきび動く。 (開始時刻、完全下校時刻)</li> <li>自己を磨き、チームメイトと高め合う。</li> <li>応援されるのにふさわしい集団を目指す。</li> </ul>
	下校	旭が丘中の生徒として	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールやマナーを守る。</li> <li>地域の方へ進んであいさつをする。</li> <li>家庭でも整理整頓を心掛ける。</li> </ul>

# 日 課 表

## A 日 課

	月	火	水	木	金
朝読書・UP	～ 8:20				
朝の会	8:20～ 8:25				
第1校時	8:35～ 9:25				
第2校時	9:35～10:25				
第3校時	10:35～11:25				
第4校時	11:35～12:25				
給食	12:25～13:00				
昼休み	13:00～13:25				
予鈴	(13:18)				
第5校時	13:25～14:15				
第6校時	14:25～15:15	夕の会		14:25～15:15	
清掃	15:20～15:30	14:20～14:30		15:20～15:30	
		活動			
夕の会	15:35～15:45	15:20～15:30	14:40～14:55	15:35～15:45	15:20～15:30

## B 日 課

	月	火	水	木	金
朝読書・UP	～ 8:20				
朝の会	8:20～ 8:25				
第1校時	8:35～ 9:20				
第2校時	9:30～10:15				
第3校時	10:25～11:10				
第4校時	11:20～12:05				
給食	12:05～12:40				
昼休み	12:40～13:05				
予鈴	(12:58)				
第5校時	13:05～13:50				
第6校時	14:00～14:45	夕の会		14:00～14:45	
清掃	14:50～15:00	13:55～14:05		14:50～15:00	
		活動			
夕の会	15:05～15:15	14:50～15:00	14:15～14:30	15:05～15:15	14:50～15:00
放課後	L会 委員会等 ※生徒会活動 優先日	部活動 ※生徒会活動 優先日	会議日	部活動 ※部活動 優先日	部活動 ※部活動 優先日

※8:15には着席を完了・支度ができた人から朝読書or基礎力up

※木曜日の読み聞かせ 8:15～8:25 (朝の会は連絡のみ)



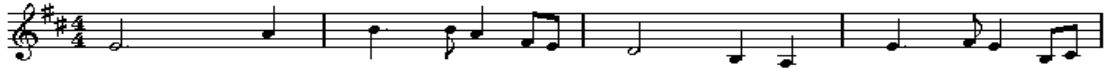
# 旭が丘中学校校歌

作詞 寺田 誠一

作曲 佐藤 忠夫



あ さ ー ひ が ー お か に た ー た ー ず め



ば と お ー つ お ー み の く に ー ま ほ ー



ら ま す み の そ ら は あ か ね し



て は る か ー に あ お ぐ ふ じ ー の み



ね き ー ょう わ の ち か ら う ち こ り



て あ あ あ ま な び や は さ ん ぜ ん ー



と く お ん に た て り う る わ し ー



く

<p>恒久に進めり逞ましく あはらは敢然と 地域のほまれ担いつつ 山ざくら咲く峰をゆく 春去り来れば爛漫と 湧き立つ雲ぞ悠かなる 崇き理念は谷つたう</p>	<p>永久に誓えり揺ぎなく ああ若人は厳然と 世紀の書を究めんと 世界を結ぶわが任務 学びの窓を押しあけて 文化の潮うち寄する 平和の鐘の鳴りひびき</p>	<p>久遠に建てり麗わしく ああ学園は燦然と 協和の力うち凝りて 遙かに仰ぐ富士の嶺 真澄の空は茜して 遠つ淡海の国まほら 旭が丘にたたずめば</p>
--	--	---